

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
1	1.電子契約 サービスについて	町が発注するどの案件が電子契約の対象となるのですか。	<p>契約の種類や金額等に関わらず、全ての契約が対象となります。</p> <p>ただし、町側において書面契約に限定する理由がある場合は、発注時(入札公告、指名通知、見積依頼時)に電子契約をしない旨を明記する等の方法により、事前に周知させていただきます。</p>
2	1.電子契約 サービスについて	電子契約は必ず利用しなければいけませんか。	<p>電子契約は義務ではなく、受注者が希望した場合に利用することができます。電子契約の利用の有無によって入札参加資格などが制限されることはありません。</p> <p>また、電子入札を利用している場合も、電子契約を義務付けるものではありません。</p>
3	1.電子契約 サービスについて	電子契約サービスの利用は、あくまで契約(落札業者)が決まってからの話(入札・見積りの開札後)で、町から行われる入札通知や見積依頼等については、従来どおりと考えてよいですか。	町からの入札通知(電子入札・郵送入札等)や見積依頼については、従来どおりです。
4	1.電子契約 サービスについて	システムで提出する書類については、契約書のみでしょうか。 その他、着手や完了関係書類は、これまでどおり紙提出でよいですか。	電子契約で取引する書類については、契約書(請書を含む)のみとなります。その他の書類の提出については、従来どおりの方法をお願いいたします。
5	1.電子契約 サービスについて	契約書締結前の案(ドラフト)の内容確認はどうするのでしょうか。	クラウドサインを介さず事前に電子メール等でやりとりしていただくことになります。

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
6	1.電子契約サービスについて	電子契約において印影は不要の認識ですが、印影の登録は必要ですか。	クラウドサインによる電子契約において、印影及び印影登録は必要ありません。
7	1.電子契約サービスについて	電子契約で法的有効性に問題はないのでしょうか。	自治体が締結する契約には記名押印のある契約書の作成が必要でしたが、地方自治法施行規則の改正により、電子署名による契約締結(電子契約)も認められることになりました。 電子契約は署名捺印のある契約書と同等の法的効力があり、本町が導入するクラウド型電子契約サービスも電子署名として認められます。
8	1.電子契約サービスについて	電子契約サービスの利用にあたって必要なものがありますか。	インターネット環境と電子メールアドレスが必要になります。(電子メールアドレスは、「フリーメール」以外のメールアドレスの利用を推奨しています。) なお、ICカード及びIC カードリーダ等は不要です。
9	1.電子契約サービスについて	メールアドレスが無い場合はどうしたらよいですか。	従来どおり紙の契約書により契約を締結します。
10	1.電子契約サービスについて	電子契約サービスの利用にあたって、費用は発生しますか。	電子契約サービスの利用料は町が負担しますので、受注者に費用は発生しません。

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
11	1.電子契約サービスについて	電子契約サービスの利用にあたって、受注者が電子契約サービス事業者と契約する必要がありますか。	受注者が、電子契約サービス事業者と契約する必要はありません。
12	1.電子契約サービスについて	署名依頼メールはどのアドレスから届きますか。	署名依頼メールの送信元アドレスは、電子契約サービス事業者クラウドサインの「support@cloudsign.jp」となります。
13	1.電子契約サービスについて	電子署名が完了した後に契約書の修正はできますか。	電子契約書のデータそのものの修正はできません。
14	1.電子契約サービスについて	契約金額の大小にかかわらず、電子契約の場合は印紙不要と考えてよいですか。	契約金額にかかわらず、電子契約サービスで締結した電子契約書は、印紙税法第2条の規定により課税対象となる「文書」に該当しないため、印紙税の納付は不要です。
15	1.電子契約サービスについて	電子契約導入後も、従来どおり紙での契約をする場合、印紙は必要ですか。	印紙の必要な契約は、従来どおり印紙の貼付が必要です。

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
16	1.電子契約サービスについて	紙契約と電子契約の併用はいつまでですか。 いずれすべて電子契約で手続きすることになりますか。	現時点では全てを電子契約に切り替える予定はありません。町と事業者の双方にメリットがあると考え、選択肢のひとつとして用意したものです。
17	1.電子契約サービスについて	落札後、従来どおり紙による契約を希望したい場合はどうすればよいですか。	落札決定通知の際に、町の契約担当者から電子契約の利用意向を伺います。
18	1.電子契約サービスについて	複数人数の署名は可能ですか。 担当者→部署責任者→契約責任者 このような流れにできますか。	電子契約サービス上では出来ません。電子署名の依頼は「電子契約利用申出書」であらかじめご指定いただいた契約権限をお持ちの方おひとりに送信することになります。従って、社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書でご対応ください。
19	1.電子契約サービスについて	クラウドサイン以外の電子契約システムでも、宇治田原町と電子契約を締結できますか。	本町では、現在のところクラウドサイン以外の電子契約システムについて、利用予定はありません。クラウドサイン以外の電子契約システムを希望される場合、電子契約は締結せず、書面による契約を締結することいたします。
20	2.電子契約利用申出書について	入札案件ごとに提出が必要ですか。	入札案件ごとに提出してください。

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
21	2.電子契約利用申出書について	電子契約利用申出書はどのように提出するのでしょうか。また、提出期限はいつまでですか。	発注担当課宛てにメールにより、落札日から3日以内を目途に速やかにご提出ください。
22	2.電子契約利用申出書について	利用するメールアドレスは、誰のものでもよいですか。	電子署名は押印と同様の位置付けですので、契約を締結する権限のある方のメールアドレスを指定してください。
23	2.電子契約利用申出書について	電子入札システムに登録するアドレスと一致させる必要はありますか。	電子入札システムに登録するアドレスと一致させる必要はありません。
24	2.電子契約利用申出書について	利用するメールアドレスは、会社の共有アドレスを使用しても問題ないですか。	設定いただくメールアドレスは共有のアドレスでも構いませんが、権限のない人が契約締結権限者として署名を行うことのないようにご留意ください。
25	2.電子契約利用申出書について	利用するメールアドレスは案件ごとに変えて良いですか。	案件ごとに変更いただいて差し支えありません。

■電子契約に関するQ&A

No.	カテゴリ	質問	回答
26	2.電子契約利用申出書について	電子契約の担当者と承認者のメールアドレスが同じ(一つしかない)場合の対応はどうすればいいですか。	メールアドレスは承認者のものを一つだけ指定してください。「電子契約利用申出書」の承認者(契約締結権限者)の欄のみ記載してください。
27	3.その他について	電子署名済みの契約書(PDF)のファイル名を変更しても問題ないでしょうか。	ファイル名を変更することは可能です。ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。
28	3.その他について	電子署名済みの契約書(PDF)にPDF編集ソフト等で補記したいのですが、可能ですか。	PDF編集ソフト等で電子署名済みの契約書(PDF)の内容を変更すると、電子署名が無効となってしまいますので、絶対に行わないでください。
29	3.その他について	電子署名はどうやって確認すればよいですか。	電子署名の確認方法について詳しくは、町ホームページに掲載の「クラウドサイン利用ガイド」をご確認ください。
30	3.その他について	「合意締結証明書」とは何ですか。	「合意締結証明書」とは、いつ誰がどの書類について合意したかということが簡単に確認できるよう、弁護士ドットコム株式会社名義で発行する証明書です。発行にはクラウドサインのアカウント登録(無料)が必要です。詳しくはクラウドサインのヘルプページをご参照ください。 →【参考】「合意締結証明書を発行する」 https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385219